

諮詢第8号別紙

審査請求書（下水道使用料督促状 13）

平成 29 年 2 月 28 日(火)

青森市長 小野寺 晃彦 様

審査請求人 三国谷清一



下記のとおり審査請求をする。

記

1. 審査請求人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川 4 丁目 8 番 2 号
氏 名 三国谷清一
年 齡 67 歳

2. 審査請求に係る処分

青森市公営企業管理者企業局長(以下「企業局長」という。)の平成 28 年 11 月 28 日付下水道使用料督促状(平成 28 年 10 月分)(以下「本件督促状」という。)による処分。

3. 審査請求に係る処分があつたことを知った年月日

平成 28 年 11 月 29 日

4. 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 審査請求の理由

(1) 平成 27 年 2 月 17 日開催民生環境常任委員協議会において小松文雄環境部次長(現環境部理事)(以下「小松次長」という。)は「下水道使用料督促状の発行は企業局水道部に事務委任するが、この督促状の発行には新たな経費は発生しない」と説明。しかし貴職から事務委任を受け本件督促状を発行している企業局長は、本件督促状の作成・発送の経費は 70.6 円であるとしている。小松次長の説明が間違っていることは明らかである。間違いを前提として青森市下水道条例(以下「下水道条例」という。)の改正をし、「下水道使用料に係る督促手数料は徴収しない」こととしたのである。過てる下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当である。

なお、平成 28 年 10 月 28 日(金)企業局水道部総務課担当者に確認したところ企業局としては下水道使用料徴収事務の委任者である青森市長に対して下水道使用料督促状発行事務に係る費用を請求しているとのことである。下水道使用料督促状の発行には費用が発生しており、その費用については受任者企業局長は委任者青森市長へ請求しているのである。小松次長が「新たな経費は発生しない」と主張しているが、この小松次長の「新たな経費は発生しない」との主張は誤魔化し以外の何ものでもない。小松次長が企業局長から請求されている下水道使用料督促状発行事務費用を支払っていないので「新たな経費は発生しない」と主張しているのであれば最早何をか言わんやである。

督促状の発行に要した費用は原因者たる滞納者から徴収するのが原則であるにも関わらず、下水道使用料督促状に係る督促手数料を無料化し、その費用を水道会計に負担させている現状は違法・不当であり、このような違法・不当を看過している企業局長は青森市水道使用者に対する背任行為をはたらいていることに等しい。委任者たる青森市長がそれに要する費用を負担すべきである。そして青森市長は下水道使用料滞

第 1200 号

29.2.28

青森市役所
総務課

第 号

29.2.28

青森市役所
下水道総務課

納者から下水道使用料督促状の発行に要した費用を徴収すべきである。審査請求人は市長・市長と市長の責任を問うているが、市長がこのような細かいことが分かるはずがなく、下水道使用料徴収の実務上の責任者である小松次長及び、受任者である企業局長相馬政美氏の責任は大きい。小松次長の過てる説明により青森市に年間 370 万円以上(下水道使用料の毎月の滞納者数はおよそ 4500 人であるとのことであり、下水道使用料督促手数料を 70 円とすれば、 $70 \text{ 円} \times 4500 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} = 3780000 \text{ 円}$ となる。)の損害を与えていたものである。小松次長の故意か過失かは定かではないが、いずれにせよ間違った説明で青森市議会議員を過てる判断に導き可決した現行の青森市下水道条例は何らの正当性を有しないものであり、早急に現行の青森市下水道条例は改正すべきである。

- (2) 審査請求人は、再三にわたり下水道使用料督促状の違法性若しくは不当性について色々な場において主張・照会しているが、貴職は一切無視し、都合が悪くなるところと審査請求人の主張を取り入れ督促状の様式を修正し、恰も昔からそのようにしていたが如く振る舞う。卑怯極まりない。そして企業局長は委任されたことを下水道条例どおり実施しているので違法ではないと主張する。小松次長の過てる説明の責任を隠蔽している現状は、正に違法・不当である。そしてまた、そのような違法・不当を看過している受任者企業局長相馬政美氏の責任は大きい。

6. 処分庁の教示

不服申し立てに関する教示はありました。

7. 行政不服審査法第 31 条の規定による口頭意見陳述の申立て

行政不服審査法第 31 条の規定により口頭意見陳述を申立てる。

審査庁である市長の見解

1 審査請求に係る処分の内容

平成28年10月分の下水道使用料に係る督促処分

2 審査庁である市長の見解

別紙のとおりなされた審査請求については、次の審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法又は不当な点は認められないため、棄却すべきものと考える。

審理員意見書

平成 29 年 9 月 6 日

青森市長 小野寺 晃彦 殿

審理員 長井 道隆



行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人 三国谷 清一が平成 29 年 2 月 28 日に提起した処分庁 青森市公営企業管理者企業局長による下水道使用料督促処分(平成 28 年 10 月分)に対する審査請求(平成 28 審査請求第 29 号)の裁決に関する意見を提出する。

第 1 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が平成 28 年 9 月 29 日から平成 28 年 10 月 27 日までの期間において排除した汚水の量等をもとに算定した下水道使用料の額等を記載した下水道使用料納入通知書(平成 28 年 10 月分。以下「納入通知書」という。)を、納入期限を平成 28 年 11 月 15 日として平成 28 年 10 月 31 日に審査請求人宛に郵送した。
- 2 この納入通知書に記載した納入期限から相応の期間が経過した平成 28 年 11 月 28 日時点において、納入通知書に記載した下水道使用料が完納されなかつたため、処分庁は、収納が確認されていない旨等を記載した下水道使用料督促状(平成 28 年 10 月分。以下「本件督促状」という。)を、納入期限を平成 28 年 12 月 6 日として平成 28 年 11 月 28 日に審査請求人宛に郵送した。
- 3 審査請求人は、平成 29 年 2 月 28 日、青森市長に対し、本件督促状による処分の取消しを求める審査請求をした。

第 2 審理関係人の主張の趣旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件督促状の作成・発送の経費は 70.6 円であるにも関わらず、新たな経費は発生しないと説明し、青森市下水道条例の改正をして、下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないこととした。過てる青森市下水道条例を根拠にした本件督促状による処分は違法若しくは不当である旨を主張している。

2 処分庁の主張

処分庁は、青森市事務の委任及び補助執行に関する規則第 6 条(企業局長への委任)の規定により「下水道使用料の徴収(地方自治法第 231 条の 3 第 2 項から第 4 項までの規定による手数料及び滞納金並びに滞納処分に関する事務を除く。)及び還付に関する事務を受任しており、本件督促状による処分は、地方自治法第 231 条の

3（督促、滞納処分等）及び青森市下水道条例第30条の2（督促）の規定により行った処分である。

また、督促手数料の取扱いについての主張は、処分の違法性又は不当性に関与する事項ではないことから、処分を取り消す理由に当たらない旨を主張している。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 青森市事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1号では、下水道使用料の徴収（地方自治法第231条の3第2項から第4項までの規定による手数料及び延滞金並びに滞納処分に関する事務を除く。）及び還付に関する事務を企業局長に委任する旨規定している。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない旨規定されている。
- (3) また、法第231条の3第2項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されている。
- (4) 青森市下水道条例（平成17年条例第201号。以下「条例」という。）第30条の2第1項で、市長又は市長の委任を受けた職員は、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならない旨規定している。
- (5) また、条例第30条の2第3項で、督促手数料は、これを徴収しない旨規定している。

2 本件督促状による処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件督促状による処分については、規則第6条第1号の規定に基づき、事務委任を受けた企業局長が行ったものである。
また、条例第30条の2第1項では、納期限を過ぎても使用料を完納しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発行しなければならないとされており、本件督促状による処分は、当該規定に基づき行われたものであり、違法又は不当ではない。
- (2) 審査請求人は、本件督促状の作成・発送に経費がかかっているにもかかわらず、下水道使用料に係る督促手数料は徴収しないこととした条例に基づく本件督促状による処分は違法若しくは不当である旨を主張している。
しかし、法第231条の3第2項では、普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる旨規定されており、督促手数料を徴収するか否かは、普通地方公共団体の裁量によるものであり、青森市においては条例第30条の2第3項において督促手数料を徴収しない旨規定している。

したがって、審査請求人の主張は、本件督促状による処分の取消しを求める理由と

しては採用することができない。

- (3) 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件督促状による処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。
- 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件督促状による処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。